

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、福居委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

1、令和5年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第14号、議案第22号ないし議案第24号、議案第26号、議案第44号、議案第45号、議案第52号及び議案第53号の以上9件につきまして、理事者から説明願います。

○中野建築部長 令和5年第1回定例会提出議案のうち、建築部所管分について説明いたします。

初めに、議案第14号の令和5年度旭川市一般会計予算についてであります。経常費が10事業で3億8千184万2千円、臨時費が10事業で9億5千799万6千円、合計13億3千983万8千円で、前年度と比べ2億3千111万4千円、20.85%の増となっております。

それでは、主な事業の概要については、令和5年度予算臨時事業費説明資料で説明いたします。

初めに、14-1ページ、8款1項3目、住宅雪対策費であります。これは、融雪施設の設置や無落雪屋根への改修などの工事費用の一部を補助し、住宅に関する総合的な雪対策を推進するもので、1件当たり10万円で、前年度と同様に500件の補助を予定しております。合計5千201万4千円を計上しております。

次に、高齢化対応住宅普及促進費であります。これは、高齢者が住む住宅のバリアフリー化を促進するため、その改修費用の一部を補助するもので、1件当たり上限10万円で、51件の補助を予定しております。合計557万5千円を計上してございます。

次に、住宅改修促進費であります。これは、既存住宅の省エネルギー化や長寿命化に関する住宅改修工事費の一部を補助するもので、前年度と同様、省エネ改修工事に合わせて2世帯同居とする場合、補助金の上限を10万円から20万円に増額することとしており、4千665万2千円を計上しております。

次に、地域材活用住宅建設促進費であります。これは、新年度から新たに実施する補助制度で、脱炭素化に向けた住宅建設を後押しするため、地域材を使用した木造の高性能住宅を新築する場合に、その費用の一部を補助するもので、1件当たり基本額50万円で、地域材や子育て世帯などの加算額を加えると最大80万円の補助を受けられます。合計40件を予定しており、2千216万7千円を計上しております。

次に、建築物安全推進事業補助金であります。これは、民間建築物のアスベスト対策を推進するため、アスベストの含有調査や除去等の費用の一部を補助するもので、195万円を計上しております。

続いて、建築物耐震改修促進費であります。これは、耐震基準を満たしていない住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を補助するもので、93万7千円を計上しております。

続いて、14-2ページ、空家等総合対策費であります。これは、適切に管理されていない空き家等に関わる問題の解決や予防のため、除却費用の一部補助や緊急安全措置のほか、所有者がいない場合の財産管理人の選任申立てなどを行うもので、419万2千円を計上しております。

続いて、6項2目の市営住宅整備費です。これは主に、第2豊岡団地の整備に関わるもので、令和5年度末の完了を予定している2号棟B工区の新築工事や、既存の1、2号棟の解体工事などを行うため、5億6千792万4千円を計上しております。

続いて、3目の市営住宅整備関連費であります。これは、第2豊岡団地の建て替えや忠和団地の改修などに伴い、既存入居者に移転費用を支払うもので、882万6千円を計上しております。

続いて、市営住宅改修費であります。これは、忠和団地の内部改修などを実施するもので、2億4千775万9千円を計上しております。

続いて、条例です。

議案第26号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。建築部に関わる改正内容は2点あります。1点目は、本年4月1日に施行される建築基準法の改正で、容積率緩和の認定制度のほか、建築物の高さや建蔽率の緩和に係る許可制度の追加により、それらの手数料を新設しようとするものであります。2点目は、昨年11月7日に施行された建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令などの改正により、低炭素建築物の認定制度などにおいて評価基準が追加されたことから、それらの手数料を新設しようとするものであります。

次に、議案第44号、旭川市建築基準法施行条例及び旭川市地区計画等区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は、先ほどの手数料条例と同様に、本年4月1日に施行される建築基準法の改正により、容積率緩和の認定制度のほか、建築物の高さや建蔽率の緩和に関する許可制度が追加されたことから、必要な規定を整備するものであります。

続いて、議案第45号、旭川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は、昨年4月に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正が行われ、特定公共賃貸住宅に同居できる者として、里子が追加されたことから、公営住宅、改良住宅及び市単独住宅についても同様に里子を追加しようとするものであります。

建築部に関わる議案については以上でございます。

○太田土木部長 令和5年第1回定例会提出議案のうち、土木部所管に関わります議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算、議案第52号、市道路線の廃止、議案第53号、市道路線の認定について御説明をさせていただきます。

初めに、議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算のうち、土木部所管分につきまして御説明をさせていただきます。お手元にごございます一般会計予算書の4ページ及び5ページを御覧ください。土木部所管分といたしましては、8款土木費の一部と11款災害復旧費の一部を合わせまして、経常費11事業で65億3千995万円、臨時費26事業で60億1千789万9千円、合わせまして、計125億5千784万9千円を計上させていただいております。令和4年度当初予算と比較いたしますと、事業費ベースでは1億3千93万6千円の減となりまして、対前年度比で申し上げますと99%となっているところでございます。

続きまして、主な臨時事業につきまして、令和5年度予算臨時事業費説明資料に基づき御説明をさせていただきます。

お手元にごございます資料の15-1ページを御覧ください。8款2項1目道路橋りょう総務費、2億375万9千円につきましては、買物公園の自転車対策経費のほか、道路法に基づく台帳整備、登記簿と現地との整合性を図る地籍調査、さらには町内会等における街路灯の設置費や電気料金の

一部を補助するなど、主に道路の管理や調査に要するものでございます。

続きまして、8款2項2目道路橋りょう維持費、7千110万1千円につきましては、災害時の道路維持に関わる緊急対応など、主に土木施設の維持補修等に要するものでございます。

続きまして、15-2ページ、8款2項3目道路橋りょう新設改良費、47億3千256万7千円につきましては、都市基盤の整備を促進するため、幹線道路をはじめ、日常生活に関わる生活道路や側溝の整備などの道路の新設改良関連事業などに要するものでございます。主な事業といたしましては、生活道路の整備に関する道路側溝整備費28億円で、令和5年度は延長約14キロメートルの整備を計画しているところでございます。

続きまして、15-3ページ、8款3項1目河川整備費、1億3千万円につきましては、十九号川など、市が管理する普通河川の整備などを計画しているところでございます。

続きまして、8款5項2目街路事業費、9千200万円につきましては、永山東光線及び神居旭山通の整備促進を行うものでございます。なお、永山東光線につきましては、現在、北海道が事業を進めてございますが、令和5年度は、豊岡地区と永山地区を結ぶ本市の施工区間について、北海道と連携しながら着手していく考えでございます。

続きまして、8款5項3目緑地公園費、7億3千817万2千円につきましては、東光スポーツ公園や花咲スポーツ公園などの都市公園の整備、改修や、都市緑化の推進などに要する経費を計上したものでございます。

最後に、15-5ページ、11款2項1目公共施設災害復旧費、5千30万円につきましては、大雨など、災害等が発生し、土木施設が被災した場合において、国に対し復旧費を申請するための調査費などを計上したものでございます。

以上が、土木部所管に関わります令和5年度予算の概要となります。

続きまして、議案第52号、市道路線の廃止について、及び、議案第53号、市道路線の認定についての2つの議案につきましては、関連がございますので一括して提案理由を御説明いたします。市道の廃止、認定につきましては、起終点変更に伴う廃止、開発行為による帰属や新たな道路用地の取得等により、1路線0.11キロメートルを廃止し、8路線1.09キロメートルを認定しようとするものでございます。

土木部からの説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○沖本上下水道部長 令和5年第1回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる2件の議案につきまして御説明いたします。

初めに、議案第22号、令和5年度旭川市水道事業会計予算についてでございます。

お手元にお配りいたしました資料、令和5年度水道事業会計・下水道事業会計予算の概要の1ページを御覧ください。業務予定量につきましては、資料上段に記載のとおりとなっております。

次に、収益的収支でございますが、水道事業収益につきましては67億8千569万5千円で、前年度より2億2千725万円の増となっております。これは主に、水道料金の改定により給水収益で増となったことなどによるものでございます。水道事業費用につきましては56億9千159万9千円で、前年度より7千878万9千円の増となっております。これは主に、電気料金の上昇により、取水費が増となったことなどによるものでございます。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入につきましては37億5千217万3千円で、前

年度より6億4千457万9千円の増となっております。これは主に、建設改良費の増に伴う企業債の増などによるものでございます。資本的支出につきましては73億7千314万2千円で、前年度より5億1千735万6千円の増となっております。これは主に、配水管の更新により、施設整備費で増となったことなどによるものでございます。

以上が、水道事業会計予算の概要でございます。

次に、議案第23号、令和5年度旭川市下水道事業会計予算についてでございます。

資料の2ページ、裏面を御覧ください。業務予定量につきましては、資料上段に記載のとおりとなっております。

次に、収益的収支でございますが、下水道事業収益につきましては89億8千700万1千円で、前年度より1億5千638万4千円の減となっております。これは主に、有収汚水量の減に伴う下水道使用料が減となったことなどによるものでございます。下水道事業費用につきましては85億9千372万3千円で、前年度より5千82万4千円の増となっております。これは主に、資産減耗費が減となる一方で、電気料金の上昇により処理場費で増となったことなどによるものでございます。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入につきましては24億5千487万5千円で、前年度より8億2千710万5千円の増となっております。これは主に、建設改良費の増に伴い企業債、国庫補助金で増となったことなどによるものでございます。資本的支出につきましては56億6千579万8千円で、前年度より5億5千766万8千円の増となっております。これは主に、下水管布設工事、処理場施設工事などの施設整備費が増となったことなどによるものでございます。

以上が、下水道事業会計予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和5年第1回定例会提出議案のうち、市立旭川病院が所管しております議案第24号、令和5年度旭川市病院事業会計予算につきまして、お手元の資料、令和5年度病院事業会計予算の概要、A4横1枚の資料になりますけれども、こちらに基づき、御説明を申し上げます。資料を御覧ください。

初めに、左上の1、患者数になりますが、入院延べ患者数11万2千765人、1日平均で308.1人、外来延べ患者数22万8千396人、1日平均で939.9人、合計で34万1千161人を予定しております。前年度当初予算との比較では、入院で1千440人の増、外来で462人の増、合計では1千902人の増となっております。

その下の2、収益的収支になりますが、まず、病院事業収益につきましては、医業収益で109億157万7千円、医業外収益で8億6千824万9千円、一般会計負担金で6億9千226万7千円、特別利益で3億1千66万4千円、合計127億7千275万7千円を予定しており、前年度との比較では、主に医業収益の増によりまして7億123万6千円、率にして5.8%の増となっております。次に、病院事業費用につきましては、医業費用で131億602万円、医業外費用で1億6千729万円、特別損失で1千円、予備費で400万円、合計132億7千731万1千円を予定しており、前年度との比較では、主に医業費用の増によりまして7億9千190万7千円、率にして6.3%の増となっております。

次に、右上の3、資本的収支になりますが、まず、資本的収入につきましては、企業債で8億8千50万円、負担金で7億3千369万8千円、合計16億1千419万8千円を予定しており、

前年度との比較では、主に企業債の減によりまして292万円、率にして0.2%の減となっております。次に、資本的支出につきましては、建設改良費で9億842万7千円、企業債償還金で11億9千858万5千円、投資で1千200万円、予備費で100万円、合計21億2千1万2千円を予定しており、前年度との比較では、主に企業債償還金の増によりまして1億2千470万2千円、率にして6.2%の増となっております。

また、表の下になりますけれども、建設改良費の主な内容といたしましては、建物の吸収式冷凍機更新工事ほか5件で4億4千536万円、構築物の削井設備更新工事で1千万円、器械備品の内視鏡手術システムほか52件で4億5千306万7千円を予定しております。

次に、その下の4、損益計算及び資金収支になりますが、(1)損益計算にありますとおり、当年度の予定損益は5億659万円の純損失となり、累積欠損金は126億3千722万5千円となる見込みでございます。また、(2)の資金収支になりますが、9億2千562万円の資金不足となりますが、令和5年度末資金収支累計額につきましては8億9千130万1千円となり、引き続き、資金不足は生じない見込みとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思いません。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時22分